

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように公布する。

令和7年3月25日

福井県吉田郡永平寺町長 河合永充

永平寺町条例第10号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(永平寺町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 永平寺町一般職の職員の給与に関する条例(平成18年永平寺町条例第43号)の一部を次のように改正する。

第18条の2第3号及び第4号、第18条の3第1項第1号及び第3項第1号中「禁固」を「拘禁刑」に改める。

(永平寺町し尿浄化槽管理業条例の一部改正)

第2条 永平寺町し尿浄化槽管理業条例(平成18年永平寺町条例第112号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(永平寺町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第3条 永平寺町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(平成18年永平寺町条例第148号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(永平寺町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正)

第4条 永平寺町議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年永平寺町条例第7号)の一部を次のように改正する。

第53条から第55条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

第2条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑法等一部改正法第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに

限る。以下この項において同じ。)又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

第3条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。